# その他(指導事項)について

## 1 定期監査

(1) 平成11年度第1回定期監査結果

## ア 事務関係

### 監 查 結 果

措置結果

1 要員宿舎の今後のあり方を検討し有効活用を求め るもの (環境事業局)

焼却工場に併設されている要員宿舎は、工場の緊 急事態の発生に備えて、一定数の要員を確保するた 31日をもって新たな入居申請 めに設けられているものであるが、近年の機械設備の受付を停止し、平成19年3 能力の向上により、新規工場には設置されていない。┃月31日をもってすべて退去・ しかし、全面改修され新規工場と同じ機能を持つ旭 ┣ 廃止することを、平成16年2 工場には、改修前に設置した要員宿舎が引き続き残1月13日に方針決定しました。 されている。

また、各要員宿舎の入居状況をみると、利用率の 低い宿舎も見受けられ、要員としての出動実績もほ とんどない状態である。

このような状況のなかで、入居する職員の職種に より使用料に格差を設定するなど、一部について福 利厚生的な運用が図られているところでもあるの で、要員宿舎としての必要性や今後のあり方につい て検討し、宿舎の廃止、福利厚生施設等への用途転 用など、財産の有効活用を図られたい。

2 清掃作業等の契約方法等について是正を求めるも (水道局) の

西谷第1分庁舎(漏水管理所・北部建設課・南部 建設課の事務室)、西部配水管理所等一部の水道施 設では、事務室床の掃き拭きなどの日常清掃作業(休 庁日を除く毎日)、見学者・外来者応接対応(随時) 及び会議室の設営補助(随時)を一括し、「一般業 務」として委託している。

また、上記施設では、当該日常清掃作業と年3~ 4回程度行う機械洗浄・ワックスがけ等の定期清掃 作業を別の業者に委託している。当該清掃作業等業 務の委託に関して次のようなものが見受けられたの で、適正な事務処理に改められたい。

(2) 水道記念館ほか6か所における「一般業務委 託」について、不履行日があるにもかかわらず、 全日履行した場合の金額を支払っていたもの。

(2) 平成16年度までに、各施設 における清掃作業の委託に ついては、全日履行とし、 不履行日があった場合には 減額するよう契約を改めま した。

要員宿舎は、平成16年5月

## (2) 平成13年度第2回定期監査

## ア 事務関係

## 結 監 査

## 措置結果

# 用地の貸付について適正化を求めるもの

(消防局)

自主防災組織資材庫敷地として無償で貸し付けて いる本市普通財産について、その利用状況をみたとの存続の要望を受けた港北区 ころ、実際には自治会小集会場等の用途に使用され「役所と消防局で、財政局に貸 ているものが見受けられた。

ついては、普通財産の貸付けに当たっては、使用したところ、「横浜市自治会・ 目的に応じた貸付契約を締結するとともに、適正な「町内会館整備費補助事務取扱 費用負担を求めるよう改められたい。

自治会から小集会場として 付の可否について再度調整し 要領」に定める町内会館では なく「打合せスペース」とし て貸付が可能と判断され、自 治会から「打合せスペース」 として貸付申請を受け、平成 16年3月に、普通財産の貸付 契約を締結し、貸付料等が納 入されるよう改めました。

# (3) 平成14年度第1回定期監查

## ア 事務関係

### 監 結 杳 果

# 措置結果

福祉施設入所者の保護者会からの預り金について 改善を求めるもの (福祉局)

松風学園では、施設入所者の保護者の会から、入 所者のこづかい及び共用雑費相当として入所者1人【ついては、平成14年8月から につき毎月1万円を預かり、保管及び出納を行って 扶助費で執行するよう改めま いる。

この1万円の預り金のうち、6千円は、こづか いとして各入所者に分配し、残りの4千円について┃所者が参加する旅行などの活 は入所者の共用経費として施設が一括して預かって┃動に伴う軽飲食代等に充てる いるが、実際には扶助費で支出すべき施設の維持費をの自治会費を入所者から徴 に充てられているなどしていた。

さらに、この共用雑費相当の預り金の一部を、事 務室で10万円、職員詰所で4万円ずつ保管し、入所【領に基づいた適正な処理を行 者個人の手持ち現金が不足した際の一時貸付金としむっています。 ていた。

ついては、預り金の保管及び出納について適正な 事務処理に改められたい。

扶助費で執行すべき経費に した。

なお、自治会を設置し、入 収しており、平成16年8月か らは、公金外現金事務処理要

- 薬品管理の徹底を求めるもの (衛生局) 毒物、劇物等として指定されている薬品について、 食肉衛生検査所では「毒物、劇物及び危険物に該当 する薬品の管理基準」(以下「薬品管理基準」とい う。)を定めて管理しているが、次のようなものが 見受けられたので薬品管理の徹底を図られたい。
  - エ 薬品管理基準によれば、薬品のうち劇物は薬瓶 エ 劇物の管理を使用量(重 の本数で管理すればよいことになっているが、そ の一方で福祉保健センターにおける薬品の管理基 準を定める「保健所における薬品の管理要領」に よれば、劇物は使用量(重量)による数量把握ま で行って管理することになっており、劇物の危険 性に変わりはないことから、使用量(重量)によ る管理を含め薬品管理基準の見直しを図るべきも
- 土地等の適正な管理を求めるもの (交通局) 交通局の所有する土地等の管理状況をみたとこ ろ、看板等が許可無く設置されているものや、駅舎 の一部が長期間に渡って使用されていないものが見 受けられたので、適正な管理に改められたい。

量)とすることを含め、平 成16年6月に「毒物、劇物 及び危険物に該当する薬品 の管理基準」を改正しまし た。

また、同年7月に、使用 量(重量)による管理を実 施するための計測機器を購 入しました。

土地等に許可無く設置され |ていた看板等は、平成 16 年 5 月までにすべて撤去しまし

また、長期間使用していな かった駅舎の一部は、駅の倉 庫として使用するとともに、 外側のガラス面にはマナーポ スター等を掲出するなど、適 正な管理に改めました。

## 2 財政援助団体等監査

- (1) 平成14年度財政援助団体等監査
  - ア 出資団体
    - (7) 財団法人横浜産業振興公社(経済局)
      - 団体の事務に関する事項

#### 監 査 結 果 措 置 結 果

委託業務の履行確認等について改善を求めるも  $\mathcal{O}$ 

財団法人横浜産業振興公社(以下「公社」とい う。)は、横浜市金沢産業振興センターの施設貸|に対して、適正な事務処理を 出業務の管理運営について横浜金沢産業連絡協議「行うよう指導しました。 会に委託しているが、同契約書によると、受託者 は委託に係る出納簿、施設の利用件数等に関する「産業振興公社では、次のよう 集計表等の帳簿を作成・整備し、委託者は必要に【に適切な事務処理に改めまし 応じてこれら帳簿等の閲覧又は提出を求めることした。 ができるとされている。

しかし、受託者から提出された業務履行を確認 する書類をみたところ、会計伝票、預金等は受託について委託している横浜金 者固有事業の経理と明確に区分されておらず、施1沢産業連絡協議会と協議し、 設使用許可申請書には使用内容の記録が一部行わ 平成15年度から、使用料徴収 れていないなど、使用料徴収額と施設貸出実績と 額と施設貸出し実績が容易に が容易に把握できない状況が見受けられたので、 適切な履行確認を行うよう改善する必要があると┃許可申請書の様式を改めまし 認められた。

また、契約書では受託者は施設利用者から受領 した使用料を月ごとに集計し、翌月10日までに委しては、横浜金沢産業連絡協議 託者に納付するものとされているが、平成13年度 会を指導し、契約に定めた納 から監査日現在までの納入状況をみたところ、半期限どおりの納付を行うよう 分程度が遅延(最長は該当月の29日納入が2回)┃改めました。 していたので、契約どおりの納付を求める必要が あると認められた。

財団法人横浜産業振興公社

これを受けて財団法人横浜

横浜市金沢産業振興センタ ーの施設貸出業務の管理運営 把握できるように、施設使用

また、使用料の納付につい

# b 局の事務に関する事項

## 查 結 果

融資資金の支出時期について改善を求めるもの 横浜市産業開発資金融資事業は、中小・中堅企 業の高度化、商店街機能の更新、工業団地等の整┃ごとに貸付金額を定めた融資 備や新成長産業の創出を目的とした事業に対し、 事業認定等の審査を経て、事業主体に金融機関を「応じた貸付となるよう、財団」 通じて融資を行うものである。

金融機関が行う融資に当たっては、経済局からは消費貸借契約書」を締結し 預託原資の単年度貸付(年度末に返還)を受けた ました。 財団法人横浜産業振興公社(以下「公社」とい う。)が金融機関に対し単年度預託(年度末に回 収)を行っている。

そこで、経済局から貸付を受けた公社の預託資 金のうち、預託を行っていない金額をみたところ 最小8億8,900万円、最大17億9,400万円の資金残 となっていたので、局においては、融資事業の進 ちょくを考慮し、支障のない範囲で資金需要に応 じた貸付となるよう適切な事務処理に改められた L10

## 措 置結 果

平成16年度から、事業主体 計画に基づいて、資金需要に 法人横浜産業振興公社と「金

- (イ) 財団法人横浜市信用保証協会(経済局)
  - 団体の事務に関する事項

### 監 查 結 果

求償権の回収事務の強化に向けた一層の取組を 求めるもの

横浜市信用保証協会の求償権の回収事務の状況 をみたところ、次のようなものが見受けられたの で、適切な事務処理に改める必要があると認めら れた。

- (a) 不動産の仮差押件数に比べて、債権差押件数が 相当少なく、とりわけ、平成15年1月現在、保証 金、売掛金、長期損害保険満期返戻金、生命保険 金等の差押えはない状況であったので、代位弁済 件数が増加する中で、求償権の回収に係る法的措 置の手法をさらに多様化させるための取組を検討 すべきもの
- (b) 求償権に係る「管理事務処理要領」によると 「債務承認並びに弁済誓約書」は極力公正証書と して作成することとしているが、実際には当事者 間の契約書として作成されており、競売等を執行 するに当たっては、訴訟により債務名義を取得せ (b) 無担保求償権の中でも資 ざるを得なくなっているので、主債務者等の協力 が必要などの条件はあるものの、債権回収事務の 効率化や経費節減の効果もあるので、公正証書と して作成すべきもの

## 措置結果

横浜市信用保証協会に対し て、適切な事務処理を行うよ う指導しました。

これを受けて横浜市信用保 証協会では、適切な事務処理 に改めました。

- (a) 求償権の回収に係る法的 措置の手法の多様化に向 け、研修会を平成16年1月 から2月にかけて実施し、 弁護士のアドバイスを受け て、債権の中でも特定のし やすい郵便貯金の差押えに 着手するなど、新たな取組 を進めました。
- 産のある求償権先につい て、債務名義の取得に当た り、公正証書の作成につい て説明をし、同意を得る取 扱に努めました。

しかしながら、公正証書 の作成については、同意・ 協力が得られていないのが 現状です。

このような中で、公正証 書の作成に協力が得られな い主債務者及び連帯保証人 から、確実な担保設定の交 渉を行うとともに、担保設 定に応じない場合には、仮 差押え等の法的措置を実施 し、債権回収事務の効率化 を図りました。

併せて、管理本部を創設 し、保証協会債権回収株式 会社の活用を図るなど、求 償権回収体制を強化しまし た。

# (ウ) 財団法人横浜市国際交流協会(教育委員会事務局)

局の事務に関する事項

### 監 査 結 果

a 横浜市国際学生会館の管理委託料の精算につい て改善を求めるもの

教育委員会事務局では、財団法人横浜市国際交 流協会(以下「協会」という。)に対して、横浜┃インランドリー等の利用料収 市国際学生会館の管理運営業務及び宿泊室に係る人については、平成15年度分 使用料の徴収事務を委託している。

協会自体の収入についてみたところ、入居者かついては、この収入額を除外 ら光熱水費、コインランドリー等の利用料等約474した管理運営の費用金額に基 万円を徴収しており、この利用料収入を教育委員づき精算しました。 会事務局から受託した契約金額に加えて、管理運 営を行っていた。また、委託料の精算について、 管理運営の費用全額でなく、契約金額で報告をしてかかる費用を算定しまし ていた。

当該利用料収入については、本市収入とするよ う改めるとともに、委託している管理運営の業務 内容と整合した委託料の積算に改めるなど、契約 内容の見直しを行うことにより、適正な事務処理 となるよう改められたい。

## 措置結果

入居者からの光熱水費、コ から本市収入とし、委託料に

また、平成16年度の委託料 の積算に際しては、事業全体